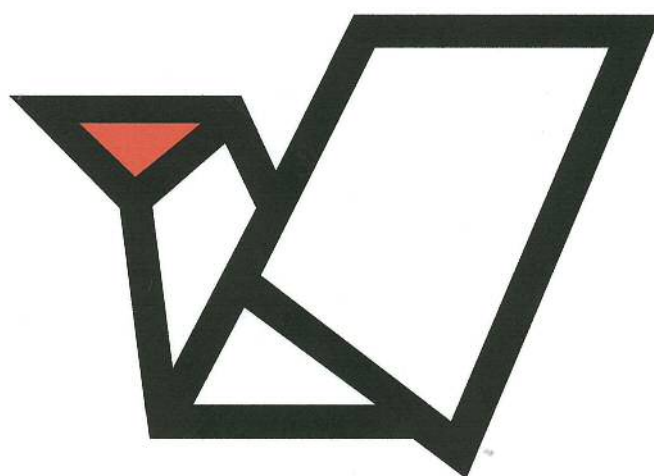


平成30年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



平成30年8月29日

平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

平成30年8月29日（水曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した書記の職氏名	2
臨時議長の選出	3
開会	3
広域連合長開会挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
副議長の選挙	5
議会運営委員会委員の選任	5
休憩	6
再開	6
正副委員長互選の報告	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号 専決処分の報告について 横浜地方裁判所平成29年（行ウ）第45号処分取消請求事件応訴に 関する訴訟上の和解について	
報告内容説明	
・柳澤事務局長	7
報告第2号 専決処分の報告について 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例について	
報告内容説明	
・柳澤事務局長	7
諸般の報告	
・例月現金出納検査（平成30年2月分から平成30年5月分まで）の結果について	7
一般質問	
・今野典人議員	8
・福田広域連合長	9
・白井正子議員	10
・福田広域連合長	11
議案上程	
議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制定に ついて	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	13
採決	14

議案第9号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)案について

提案理由説明	
・柳澤事務局長	14
採決	14
認定第1号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 認定について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	15
反対討論	
・白井正子議員	16
採決	16
認定第2号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	16
議案関連質疑	
・白井正子議員	17
・福田広域連合長	18
採決	20
同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求める ことについて	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	20
採決	20
陳情第4号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担の 継続を求める意見書提出の陳情	
議会運営委員会へ付託	21
休憩	21
再開	21
陳情第4号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担の 継続を求める意見書提出の陳情	
委員会報告	21
賛成討論	
・白井正子議員	21
採決	22
閉会中継続審査	22
議決事件の字句及び数字等の整理	22
広域連合長閉会挨拶	23
閉会	23
議決結果	24
会議録署名	24

(資料)

議案説明資料
定例会資料

- ・議案説明資料
- ・議員名簿
- ・議席表
- ・諸般の報告
- ・議案書

議場配付資料①

- ・議事日程表 (第1号)
- ・議事日程表 (第2号)
- ・議会運営委員会委員名簿 (案)

議場配付資料②

- ・質問発言通告表
- ・監査委員の選任について
- ・陳情文書表及び陳情書

議場配付資料③

- ・委員会審査報告書
- ・議事日程表 (第3号)
- ・継続審査申出書

○議事日程・場所

平成30年8月29日 午後2時30分 開会
於：川崎市コンベンションホール ホールC

- 日程第 1 . 臨時議長の選出
- 日程第 2 . 広域連合長挨拶
- 日程第 3 . 仮議席の指定
- 日程第 4 . 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5 . 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6 . 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 . 議席の指定
- 日程第 8 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 9 . 会期の決定
- 日程第 10 . 報告第1号 専決処分の報告について
横浜地方裁判所平成29年（行ウ）第45号処分取消請求事件応訴に関する
訴訟上の和解について
- 日程第 11 . 報告第2号 専決処分の報告について
神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第 12 . 諸般の報告
- 日程第 13 . 一般質問
- 日程第 14 . 議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制
定について
- 日程第 15 . 議案第9号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予
算（第1号）案について
- 日程第 16 . 認定第1号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 17 . 認定第2号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 . 同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第 19 . 陳情第4号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割
負担の継続を求める意見書提出の陳情
- 日程第 20 . （追加） 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制定について
議案第9号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案について
認定第1号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
陳情第4号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情

○出席議員（19人）

1番	藤代哲夫	11番	嘉山淳平
2番	渡邊忠則	12番	沼倉孝太
3番	菅野義矩	13番	小磯妙子
4番	今野典人	14番	高野毅
5番	行田朝仁	15番	阿蘇佳一
6番	竹野内猛	17番	倉橋正美
7番	白井正子	18番	京免康彦
8番	橋本勝	19番	片野哲栄
9番	青木功雄	20番	井上栄一
10番	かわの忠正		

○説明のため出席した者

広域連合長	福田紀彦
副広域連合長	富田幸宏
事務局長	柳澤和也
企画課長	本山実
保健事業担当課長	永松祐一
資格保険料課長	佐藤修一
給付課長	村田典久

○職務のため出席した者

書記長	後明ともみ	書記	星崎陽子
書記	中里竜也	書記	重田隼平
書記	岡部茜		

【臨時議長の選出】

○事務局長（柳澤 和也君）

皆様こんにちは。事務局長の柳澤でございます。

定刻となりましたので、議事日程の日程第 1、臨時議長の選出に入らせていただきます。

本日は、本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます沼倉孝太議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは沼倉議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長（沼倉 孝太君）

皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、沼倉孝太でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何卒どうぞよろしく願いいたします。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、19名で定足数に達しております。なお、小沼富夫議員から欠席の届出がございましたので御報告いたします。

それではただいまから、平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号により順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○臨時議長（沼倉 孝太君）

それでは、日程第 2、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

皆様、こんにちは。連合長の福田でございます。どうぞよろしく申し上げます。開会にあたり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

皆様には、日ごろから後期高齢者医療制度の運営に御理解と御協力を賜わりまして、誠にありがとうございます。

平成20年 4 月に発足しました後期高齢者医療制度は今年11年目を迎えまして、当広域連合の被保険者数は現在108万人を超えており、平成29年度の保険給付費は約8,341億円となっております。今後も後期高齢者医療制度を持続可能なものとしていくためには、医療費の増加を抑制

し、健康の保持増進を図ることが必要でございます。

そこで、平成28年度から平成33年度を計画期間とする第3次広域計画におきましては、医療費の適正化や、被保険者の健康の保持増進を図る保健事業に取り組むこととしておりまして、先月には、被保険者の皆様の健康の保持増進に向けた第2期データヘルス計画を策定いたしました。引き続き県・市町村と綿密に連携を図り、各計画の取組みを推進していく所存でございます。皆様にもどうか御理解と御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

本日は、平成29年度一般会計、特別会計の決算認定議案などを上程しております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【仮議席の指定】

○臨時議長（沼倉 孝太君）

これより会議に入ります。

日程第3、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（沼倉 孝太君）

次に、日程第4、選挙第1号、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。本広域連合議会議長にかわの忠正議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よってかわの忠正議員が、議長に当選されました。

かわの忠正議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

それではかわの議長、議長席をお願いいたします。

○議長（かわの 忠正君）

ただいま御推挙いただきまして、議長の要職につかせていただくことになりました、かわの忠正でございます。

皆様方の御指導と御協力を賜り、円滑な議会の運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。着席させていただきます。

【副議長の選挙】

○議長（かわの 忠正君）

それでは、お手元に配付しました議場配付資料①の3ページの議事日程表第2号により順次御審議いただきますので、御了承願います。

それでは、日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名推選することに決定いたしました。本広域連合議会の副議長に、片野哲生議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって片野哲生議員が副議長に当選されました。片野哲生副議長が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました片野哲生副議長から御挨拶をお願いいたします。

片野哲生副議長。

○副議長（片野 哲生君）

ただいま御指名いただきました片野哲生でございます。

副議長の要職に就くことになりましたことは、誠に光栄に存ずるとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

かわの忠正議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう、努めてまいりたいと思います。皆様方の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第6、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました議場配付資料①の5ページ、議会運営委員会委員名簿案のとおり、8人の議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決

定いたしました。

議会運営委員会条例第7条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、会議室3及び4にて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後3時00分 再開

【正副委員長互選の報告】

○議長（かわの 忠正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記長（後明 ともみ君）

御報告いたします。議会運営委員会委員長、嘉山淳平議員、副委員長、井上栄一議員、以上でございます。

○議長（かわの 忠正君）

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、定例会資料の資料2にございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、1番、藤代哲夫議員、及び6番、竹野内猛議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第9、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【専決処分の報告について（横浜地方裁判所平成29年（行ウ）第45号処分取消請求事件応訴に関する訴訟上の和解について）】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第10、報告第1号、専決処分の報告について、横浜地方裁判所平成29年（行ウ）第45号処分取消請求事件応訴に関する訴訟上の和解についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

報告第1号について御説明申し上げます。定例会資料の5ページ並びに6ページを御覧ください。

本件は、当広域連合が原告に対し行った療養費の減額処分に関し、取消しを求められた訴訟につきまして、裁判所から和解の提案がなされ、減額処分が正当と認められる提案内容であり、1件100万円以下の案件であることから、訴訟上の和解を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、定例会資料6ページの専決処分書のとおり広域連合長において専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

説明は以上でございます。

【専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第11、報告第2号、専決処分の報告について、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

報告第2号について御説明申し上げます。定例会資料の8ページ並びに9ページを御覧ください。

本件は、後期高齢者医療に関する条例第12条第1項第1号の2において引用している、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第4号の規定が、政令改正により第6号へと号ずれしたため、規定の整理を行うものでございます。必然的に条例の改正を要し、独自の判断を有する余地がないことから、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、定例会資料8ページの専決処分書のとおり広域連合長において専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

説明は以上でございます。

【諸般の報告】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第12、諸般の報告を行います。定例会資料の資料3にございます例月現金出納検

査の結果についてのとおり、平成30年2月分から平成30年5月分までの例月現金出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第13、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料②の1ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

今野典人議員から通告がありましたので、発言を許します。

今野典人議員。

○4番議員（今野 典人君）

横浜市から選出されております、今野典人です。一般質問の機会を頂き光栄です。私からは、尊厳死の普及について伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、急速な少子高齢化の進展に伴いまして、社会保障全体の費用が増え続け、医療費の伸びが著しい状況にあり、このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持し将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていく抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度が施行されました。

制度施行当初は、「75歳からは後期高齢者」と分けることに随分と批判があったことも記憶にありますが、現在ではあまり名称に対する批判は聞かなくなった様な気がいたします。制度導入から10年が経ち、医療費の窓口負担についてなど課題はまだあるものの、制度そのものは浸透した感があります。

平成28年度には、後期高齢者の被保険者数は神奈川県全体の11%ですが、2025年には団塊の世代が後期高齢者になることから16%になる見込みです。一方、後期高齢者の医療費は、平成28年度、神奈川県全体の医療費の34%を占めており、一層増加していく見込みです。そこで制度発足10年が経過し、医療費の負担はどのように推移しているのか、伺います。

ところで、人生100年時代と言われる中、現在の高齢者の方々は本当に幸せでしょうか。いや、今後生きていけば私も高齢者・後期高齢者の仲間入りをするわけですが、人生の最終段階を迎えたときに人生の最期をどこで過ごすか、どのような医療・介護サービスを受けるのかなどを高齢者が自らの意思で選択していくことは、自分らしい幸せな人生を送るために必要になってきていると私は思います。私の世代が集まると、友人や父母や親戚の入院や介護の話になり、もう少し上の世代の人が集まるとお葬式やお墓の話になるなど、誰でも人生の最後をどのように生きるかを考えているのではないのでしょうか。特に、病気や事故で入院した際に医療の

部分で言えば延命治療を受けるかどうかの選択、いわゆる尊厳死という言葉を使うかどうかは別として、それなりに考えているといっても過言ではありません。また、近年はエンディングノートに対する市民の関心は高く、セミナーなどを実施すると定員がすぐに一杯になるとも聞きます。エンディングノートの内容についても、財産やお墓などの問題から、病気や事故、介護の場面で家族が迫られる終末期の医療判断など、医療のためのエンディングノートもあると聞きます。

尊厳死については、本人の意思と、家族や医療関係者との意識の共有が不可欠です。私の周辺の人たちやエンディングノートの講習受講状況などから見て、少なくとも神奈川県に暮らす一定の市民の方は間違いなく尊厳死について考えていると思われませんが、まずは、社会の中でもっと尊厳死について考える機会が増え、普及していく必要があると考えます。そこで現状、広域連合では尊厳死の普及について何か取り組んでいるのか、伺います。

国では、人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会を設け、その取組みについて報告書が出されました。そこで、国が検討している流れを受けて広域連合としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

本人が希望する人生の最終段階における医療・ケアを受けるためには、全ての人が、人生の最終段階にあるか否かを問わず、あらかじめ考え、その意思を示すことが重要であり、普及・啓発について、広域連合の取組みを期待するものであります。また、これまで様々な立場で活躍し、苦勞してこられた108万人を超える被保険者の皆さんが、これからも自分らしく永くお元気で暮らせるよう、広域連合の取組みを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（かわの 忠正君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

それではお答えいたします。

まず医療費負担の推移についての御質問でございますが、県内の被保険者数は、制度開始時の平成20年度には約68万人であったものが、29年度末には約107万人と大きく増加しており、この被保険者数の増加とともに、当広域連合における医療給付費についても、20年度の約4,996億円から、29年度には約9,078億円に増大しており、今後も増加傾向が続く見込みとなっております。

次に、尊厳死の普及に係る取組み状況についての御質問でございますが、我が国における終末期の医療の在り方をめぐっては、平成18年3月の富山県射水市民病院における人工呼吸器取り外し事件を契機として、広く議論されるようになりました。全ての方が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるようにするためには、医師等の医療従事者から、患者・家族に適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人による意思決定が基本とされておりますことから、当広域連合では、これまで特に普及に係る取組みは行っておりません。

次に尊厳死の普及に係る今後の取組みについての御質問でございますが、平成30年3月に国

が取りまとめた「人生の最終段階における医療・ケアの普及・啓発の在り方に関する報告書」においては、「国民への普及・啓発をより一層進めていくことで、全ての国民が、自分らしい暮らしを送りながら、人生の最終段階における医療・ケアを自ら選択し、本人と家族が納得したうえで、人生の最終段階を迎えられる状況が実現していくと考えられる」とされています。当広域連合においても、こうした趣旨を踏まえて、今後国の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（かわの 忠正君）

よろしいでしょうか。

次に白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜の白井正子です。日本共産党を代表して質問します。

2013年8月の社会保障制度改革国民会議の報告書で、「後期高齢者医療制度は十分定着しており」「必要な改善を行う」と方針を出したにもかかわらず、現役世代に求める支援金の負担増、高齢者医療費窓口負担の高額療養費の上限引き上げ、特例軽減措置の縮小・廃止などが行われています。高齢者も現役世代も負担増となり生活を圧迫していますが、連合長はどう認識しているのか伺います。

政府の骨太方針 2014以降、毎年の骨太方針でも、高齢者の窓口負担の見直し検討について規定されてきましたが、今年5月、財務省財政制度等審議会の財政制度分科会の建議で後期高齢者窓口負担原則1割を2倍にする提案があり、6月に閣議決定された骨太方針 2018では、後期高齢者窓口負担のあり方を検討するとしています。厚労省社会保障制度審議会医療保険部会でも早期実施の意見が出され、窓口負担を2倍化する議論が加速していますが、医療費を気にした受診抑制が懸念されますから許されません。神奈川県（後期高齢者医療）広域連合も加わった全国後期高齢者医療（広域連合）協議会が6月に、国への要望書で「定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援の充実など高齢者だけが負担増とならないよう十分な対策を講じること」と求めています。全国協議会の一員として要望しただけでなく、連合長自らも要望すべきと考えますがどうでしょうか。

安倍政権は、社会保障費の自然増を大幅に抑制してきました。医療も介護も高齢者負担増に加え、さらに税と社会保障一体改革と称して、来年10月に消費税を10%に引き上げるとしています。しかし、消費税は不公平税制であり、社会保障に最もふさわしくない税であり、ストップしかありません。社会保障財源は、税と予算のあり方を変え国民の所得を増やす経済改革で税収を増やせば消費税に頼らず確保できると考えます。連合長として、国へ消費税10%増税を含む、税と社会保障一体改革の中止を申し入れ、後期高齢者医療保険運営者としての責任を果たすべきですが、お考えを伺います。

国は国民健康保険と後期高齢者医療保険、介護保険に保険者努力支援制度を導入しました。

保険者の運営状況を国が採点し、成果が評価されれば調整交付金を重点配分する仕組みです。成果を競わせることによって、メリット・デメリットがあり、結果的に医療費が低くなることもありますが、成果を競わせるよりも、条件整備の支援をすることが重要と考えます。健診などの受診率アップのための条件整備にこそ予算をつけるべきです。保険者努力支援制度をどう認識しているのか伺います。

国が各都道府県広域連合に配分する特別調整交付金についてですが、特別調整交付金の本来の役割は、各広域連合間の財政力の格差を調整するものです。この特別調整交付金にインセンティブ補助金と言われる保険者努力支援制度分が含まれています。2017年度分の総額が50億円と決まっている中で、取組み不足と評価されれば調整交付金の配分が減る仕組みはペナルティ制度そのものであり、特別調整交付金の性格が変わったと考えます。特別調整交付金の性格の変化をどう認識しているのか伺います。

2017年度、神奈川県広域連合の採点結果は100点満点中57点でした。特定財源で基金を作り保健事業へ支出することについては、適切な基金設定とは言い難いところです。保健事業のあり方が問われる内容を持っています。保健事業は本来強化されるべきであり、国は自治体ごとの保健事業が拡充するよう条件整備のために国費で支援すべきです。それが不十分なままペナルティの意味が含まれたインセンティブ補助金も加えて推進しようとするところに無理があると思います。本来、自治体の保健事業は一般財源で拡充していくことが必要と考えますが、どうでしょうか。

国のシステムミスにより、一部、保険料額が誤って徴収されており2019年度予定のシステム改修まで、広域連合や各市町村の対応が続くこととなりますが、各市町村での事務作業など対応に要した費用の額をどう把握しているのか、また、その全額を国に求めるべきと考えますが、伺います。

最後に、後期高齢者医療制度は高齢者負担増か給付抑制を迫る制度ですから、一旦廃止し、老人保健制度に戻すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（かわの 忠正君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

まず医療制度改革による負担増についての御質問でございますが、医療制度改革は、高齢者の皆様が安心して医療を受けられる持続可能な医療保険制度が求められている中で、「世代間・世代内の公平性」や「負担能力に応じた負担」の観点から見直しがなされたものと理解しております。

次に国庫負担割合増加などの要望についての御質問でございますが、全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望は、全国の広域連合が連携して行うものであるため、個別に行うことよりも引き続き当該協議会で取りまとめて要望すべきと考えております。

消費税率の引上げに伴う税と社会保障の一体改革についての御質問でございますが、近年の

急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付費の増大や、生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少により、国や地方公共団体の財政状況は大変厳しくなっております。こうした状況下において、安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡がとれた、社会保障制度の安定的な運営には、消費税率を引き上げその財源を社会保障費に充てることは必要なものと考えております。

次に保険者努力支援制度についての御質問でございますが、後期高齢者医療制度につきましては、保険者努力支援制度にあたる仕組みとして、保険者インセンティブが実施されております。これは、広域連合の予防・健康づくりや医療費適正化事業の充実を目的とするものであり、事業の成果を評価するだけでなく、その取組みを評価し、これを支援するものでございます。健康診査につきましても、その受診率ではなく、当該広域連合で実施されているかどうか、また、健診結果を活用した取組みが実施されているかどうかを指標の一つとしております。今後も、この保険者インセンティブを活用し、保健事業のさらなる拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に特別調整交付金についての御質問でございますが、調整交付金には、普通調整交付金と特別調整交付金の2種類があります。被保険者に係る所得の格差による広域連合間における財政の不均衡を是正することを目的としている普通調整交付金に対して、特別調整交付金は、医療費適正化や健康増進に向けた事業、また、災害などの特別の事情がある広域連合に交付されるものとなっております。保険者インセンティブとして交付される補助金は、この特別調整交付金に該当しており、高齢者の健康寿命の延伸に向けた保健事業の実施に対して、各広域連合に交付されるもので、調整交付金の性格が変化したものとは認識しておりません。

保健事業の財源についての御質問でございますが、保険者インセンティブとして交付される特別調整交付金は、現時点では用途は限定されていないものの、創設経緯や目的等を踏まえ、できるだけ保健事業に充てることが望ましいとされております。また、この交付金に係る国の予算は、平成28年度で20億円であったものが、29年度は50億円、30年度は100億円と年々予算規模が拡大されております。こうした状況を踏まえ当広域連合では、新たに基金を設置し財源を確保したうえで、県内被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等の推進を図ってまいりたいと考えております。なお、一般財源により保健事業を拡充することについては、税収等の一般財源を持たない当広域連合においては、県や市町村に財政負担を求めざるを得ず、県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であると考えております。

システム誤りにより各市町村で要した費用についての御質問でございますが、市町村がシステム誤りの対応に要した費用のうち、郵送料など国からの特別調整交付金で賄われる部分については約200万円となっております。事務処理における人件費などの交付対象とならない費用については把握しておりません。事務処理に要した経費については、国が全額負担または補助するよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に要望しております。

最後に老人保健制度に戻すことについての御質問でございますが、後期高齢者医療制度は、若者と高齢者の皆様の費用の分担ルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って設けられた制度でございます。発足後10年以

上が経過し、定着もしておりますことから、今後も維持すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（かわの 忠正君）

白井議員、よろしいでしょうか。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制定について】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第 14、議案第 8 号、神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第 8 号について、御説明申し上げます。議案説明資料の 5 ページ、資料 3 を御覧ください。

今回、新設についておはかりいたします保健事業等支援基金については、平成28年度に国の特別調整交付金において、保険者インセンティブ分が創設されたことに伴い、当該交付金の円滑な運用に資するために設置をするものでございます。

まず「1 設置の目的」についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるため、設置をするものでございます。

次に、「2 基金の財源」についてですが、原則として先ほど説明した特別調整交付金の保険者インセンティブ分を財源とします。

また「3 基金の使途」については、広域連合が直接実施する保健事業の費用及び市町村が実施する保健事業への費用助成に充てるものといたします。

「4 運用方法」については、各年度において、インセンティブ補助金の剰余金が発生した場合にその全額を翌年度の基金に積み立てることとし、事業費に不足が生じた場合には、当該年度に基金から繰り入れることといたします。

「5 基金条例案」については、別冊の定例会資料18ページに掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。また「6 施行日」については公布の日からを予定しております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

議案第 8 号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 8 号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

【平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案について】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第15、議案第9号、平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第9号について、御説明申し上げます。議案説明資料の7ページ、資料4を御覧ください。

こちらは、先ほどの議案第8号で議決をいただきました保健事業等支援基金に、平成29年度のインセンティブ補助金の剰余金を積み立てるための補正予算となっております。

まず「1 補正予算額」については、3億4,553万円を増額し、歳入・歳出の予算総額を、それぞれ38億6,089万1,000円といたします。

次に「2 補正の内容」についてですが、まず歳入についてが、5款1項の繰越金を3億4,553万円増額し、予算額を3億4,553万1,000円といたします。一方、歳出についてですが、2款1項総務管理費の中に、新たな科目として保健事業等支援基金費を設置し、歳入同様3億4,553万円を増額することとしています。議案書及び予算書については、別冊の定例会資料19ページから29ページに掲載しておりますので、御覧ください。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

議案第9号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第9号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

【平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第16、認定第1号、平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

認定第1号について、御説明申し上げます。

こちらについては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、別冊の定例会資料121ページから132ページに掲載しております、監査委員の審査意見書を付けてまして、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

議案説明資料の9ページ、資料5をご覧ください。まず「1 平成29年度決算の収支」についてですが、収入総額35億7,049万9,280円、支出総額31億7万4,565円で、収支差引合計額は4億7,042万4,715円となっております。

次に「2 歳入について」は、総括表の「1 分担金及び負担金」これは市町村からの負担金でございますが、平成30年度の被保険者証の一斉更新に向けた積み立てを行ったことなどにより、前年度と比較して4億3,535万6,000円の大幅な増加となったほか、「5 繰越金」が前年度に受領した国保連合会からの返還金などにより3億5,625万1,000円の増加になるなど、全体で4億6,653万6,000円、対前年度比15%の増加となっております。

また「3 歳出について」は、財政調整基金費で、平成30年度の被保険者証の一斉更新に向けた積み立てを行ったことなどにより、全体で4億1,940万6,000円、対前年度比15.6%の増加となっております。

おめぐりいただいて、10ページを御覧ください。「4 基金の状況」についてです。平成29年度中の基金の取り崩しはありませんでしたが、下段のコメ印に記載しているとおり、29年度事業費補助金の経費として6,300万円、30年度被保険者証一斉更新経費及び標準システムサーバー機器類更新経費として合計約6億3,600万円を30年4月に取り崩しているため、現状ではそれらを差し引いた額が現在高となっております。

最後に「5 剰余金の状況」についてですが、歳入歳出差引残額4億7,042万余円から平成30年度に国などに返還する精算予定分1,893万余円を差し引いて、これに先ほどの基金の残高を加えた12億5,138万2,732円が平成29年度末現在の剰余金となっております。ただしこの残高の中には、下段コメ印に記載をしている特別調整交付金の保険者インセンティブ分3億4,553万円や、先ほどの基金の状況の2つ目のコメ印にある、平成30年度被保険者証一斉更新経費等の約6億3,600万円が含まれておりますので、これらを除いた2億7,000万円弱が実質的な剰余金ということになっております。

なお、議案書及び決算書については、別冊の定例会資料31ページから48ページに記載しておりますほか、81ページから82ページには財産に関する調書を、83ページから101ページには主要施策の成果説明書を参考資料として掲載しておりますので御覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

これより討論に入ります。

認定第1号について、白井正子議員から通告がありましたので発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

一般会計決算は、県内33市町村全てが支援金や拠出金を出していながら、議員定数20名のみで改善がない点やマイナンバー制度を運用していることが問題です。また、インセンティブ補助金そのものを問題視しており、特別調整交付金に含まれ一般会計に入ってくることから、認定できません。

○議長（かわの 忠正君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第1号について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数でございます。よって本件は、認定することに決定しました。

【平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第17、認定第2号、平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

認定第2号について、御説明申し上げます。

こちらについても、一般会計決算認定同様、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、別冊の定例会資料121ページから132ページに掲載しております、監査委員の審査意見書を付けまして、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

議案説明資料の11ページ、資料6を御覧ください。まず「1 平成29年度決算の収支」についてですが、収入総額8,835億7,215万2,839円、支出総額8,631億7,604万8,163円で、収支差引合計額は203億9,610万4,676円となっております。

次に「2 歳入について」は、現役世代からの支援金である「4 支払基金交付金」が前年度と比較して193億2,771万9,000円の増加となったほか、「5 その他収入」が前年度繰越金の大幅増などにより120億9,921万9,000円の増加になるなど、全体で521億6,531万8,000円、対前年度比6.3%の増加となっております。なお、現年度分の保険料収納率は99.41%となっております、昨年度の99.37%を、0.04ポイント上回りました。

おめくりいただきまして、12ページを御覧ください。「3 歳出について」ですが、「1 保険給付費」が被保険者数の増加などにより、前年度と比較して461億4,267万9,000円の増加となったほか、「4 基金積立金」が113億5,649万5,000円の大幅増となるなど、全体で574億

4,351万円、対前年度比7.1%の増加となっております。

次の13ページを御覧ください。「4 財政運営期間の状況」について記載しておりますが、平成29年度は、財政運営期間の2年目にあたります。療養給付費等については、被保険者数や1人あたり医療費の伸びが見込みを下回ったことなどから、財政運営期間を通して見込みより829億円減の1兆6,131億8,235万円となっております。一方、保険料収納額等については、収納率は予定収納率を上回ったものの、被保険者数などが見込みを下回ったことから、見込みより12億円減の2,214億6,287万円となっております。

「5 基金の状況」については、平成29年度末残高として、122億238万9,000円となっております。

おめくりいただきまして14ページを御覧ください。「6 剰余金の状況」になります。歳入歳出差引残額203億9,610万余円から平成30年度に国などに返還する精算予定分163億8,086万余円を差し引いて、これに先ほどの基金の残高を加えた162億1,762万9,595円が29年度末現在の剰余金となっております。

なお議案書及び決算書については、別冊の定例会資料49ページから80ページに掲載しておりますほか、一般会計同様、81ページから82ページには財産に関する調書を、103ページから113ページには主要施策の成果説明書を参考資料として掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

これより質疑に入ります。

認定第2号について、白井正子議員から通告がありましたので発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

特別会計歳入歳出決算認定についてです。保険料を引き上げた財政運営期間の2年目の決算であり、認定できない立場から質問します。

前年の2016年度決算で歳入歳出差引残高が257億円と膨大となったことは、被保険者数や療養給付費等が過大見込みだったことを指摘してきましたが、2017年度は歳入歳出差引残高が203億9,000万円で、実質的な剰余金見込みが162億円です。前期末の2015年度末の剰余金が100億円でしたから、それと比較しても2017年度分の被保険者数や療養給付費等の伸び率の見込みが過大だったことが明らかです。2017年度の年度平均の被保険者数は、105万6,000人の見込みに対し、実際は104万人、見込みが1.3%多かった。医療給付費は8,773億円と見込み、実際は8,295億円で、見込みは5.4%多かった。必要以上に保険料をとりすぎていたということが明らかです。今期2018年・19年度の保険料は、2017年度末の剰余金140億円を充てたこともあり一人平均2,590円引き下がりました。改めて、2017年度の決算を見た上で、被保険者数や療養給付費等が過大見込みだったことについて、所感を伺います。

保険料は、これまで特例として軽減措置がありましたが、2017年度から2つの軽減で縮小が

始まり、廃止となります。1つは、これまで所得割が5割軽減されていた方が、2017年度は軽減が2割に縮小されました。約8万3,000人が影響を受け、6億2,000万円負担が増えます。もう1つの元被扶養者だった方の均等割りの軽減も縮小され3万6,000人、5億4,000万円の負担増です。国が軽減措置を縮小・廃止することで、ここ神奈川（県）の75歳以上が負担増になり、暮らしが圧迫されていますが、どう受け止めていますか。また、今後、保険料引き下げ財源として財政安定化基金を取り崩すこと、神奈川県や市町村からも財政支援を求めることなど、広域連合独自の軽減が必要と考えますが、どうでしょうか。

滞納者に対する差し押さえ件数の伸びを見ると2012年度69件から経年で伸び、2016年度が343件、2017年度は556件と急増し、そのうち預金の差し押さえが283件です。2017年策定の保険料収納対策実施計画には、滞納処分については「きめ細やかな収納対策を適切に行った上で、保険料の納付につき十分な収入、資産等があるにもかかわらず、特別な事情がなくなお保険料を納めない滞納者に対し、法に基づく滞納処分を行う」とあるのに、これほど急増している数字を見れば、本当に生活実態を踏まえた上での差し押さえか疑問がわきます。滋賀県野洲市に行き行って対応を聞いてきました。滞納はSOSのシグナルととらえて接触し、特別な事情があるのではないかとよく聞き、必要な場合には確実に生活支援課へつなげるそうです。これに倣って、連合長の立場から市町村へ示すべきです。お考えはどうか伺います。

保険証の有効期間は通常2年のところ、6カ月とした短期証が発行されています。2016年8月に2,111人、2017年2月に1,483人、2017年8月に1,049人、2018年2月に806人と、減っていますが、機械的なペナルティ以外の何物でもありません。医療を受ける機会の抑制ではありませんが、短期証そのものを中止すべきですが、どうか伺います。

2017年度の健康診査事業の受診率の目標27%のところ、実績は25.1%。受診率別の市町村数は53.3%が1自治体、40%台が6、30%台が11、20%台が8、10%台が5、10%未満が2あり、県内市町村で受診率に大きな差があります。歯科健診は、2015年度に広域連合独自事業として始まり、2017年度は3年目になりますが、受診率目標4.65%に対し、実績3.99%にとどまっています。2018年度は、広域連合事務局に、新規に保健事業担当課長、保健師2名の配置があり、6月に第2期データヘルス計画が策定され、保健事業に力を入れるとしています。特に、歯科健診の受診率アップのためには、より身近なところで健診が受けられるよう、健診を行う歯科医療機関を増やすことが必要です。また、対象者への案内と同時に受診券を同封している市町村の例を教訓化し、普及すべきです。健診と歯科健診の受診率アップをどのように進めるのか伺って終わります。

○議長（かわの 忠正君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

まず被保険者数等が過大見込みだったことについての御質問でございますが、見込みと実績の差異の要因といたしましては、平成29年度までは被保険者数の算定に人口統計のデータを用

いていたこと、また、医療給付費については、一部医薬品の薬価改定等が影響しているものと考えております。保険料率の算定に当たっては、被保険者数や医療給付費等が大きな要素となりますので、市町村の協力を得て、できるだけ正確な被保険者数を把握するとともに、医療給付費等の動向を精査し、その見込みの精度を上げるように努めてまいります。

次に特例軽減措置の改正及び独自軽減の必要性についての御質問でございますが、はじめに軽減措置の改正による一部被保険者の負担増については、高齢化社会が加速する中において、医療給付費の増加が見込まれるため、保険料について被保険者間の負担の公平を図り、また、支援金等を負担している現役世代の理解を得る観点からもやむを得ないものと考えております。次に当広域連合において、独自の軽減措置を実施するには、新たな財源を確保する必要があり、それは県や市町村に求めざるを得ず、県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であると考えております。

滞納者への対応についての御質問でございますが、被保険者の増加に伴い滞納者も増加傾向にあり、差し押さえ件数も増えているものと認識しております。支払い能力があるにもかかわらず、特別な事情もなく督促や再三の催告等によっても長期にわたり滞納している被保険者につきましては、その納付資力を見極めた上で、法令の基準により適正な滞納処分が行われているものと考えております。また、納付相談や生活実態調査の中で納付できない特別な事情があると判明した方に対しては、生活支援部門を御案内するなど各市町村において既に丁寧な対応がなされているものと考えております。そのため、当広域連合として改めて指示することは考えておりません。

短期証の発行についての御質問でございますが、短期証は、保険料を滞納している被保険者との納付相談の機会を増やし、保険料の納付に繋げるために交付しているものでございます。また、生活状況の確認及び無理のない納付計画の策定など、収納対策として今後とも必要なものと考えております。

健康診査及び歯科健康診査の受診率向上についての御質問でございますが、はじめに健康診査につきましては、今後も県内市町村全体の受診率向上を目指して、各市町村が実施する取組事例の情報共有を図ってまいります。また、広域連合から市町村への補助基準の見直しを行うなど、実施主体である市町村と連携して受診率向上に取り組んでまいります。次に歯科健康診査の協力歯科医院等につきましては、事業開始の平成27年度から600を超える増加がありましたが、引き続き増加に向けた取組みを図ってまいります。また、歯科健康診査により口腔疾病の発見が見込まれる被保険者等を事業対象者とすることを検討するなど、今後も受診者数の増加に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（かわの 忠正君）

よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第2号について賛成の皆様のご起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第18、同意第2号、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない」とありますので、2番、渡邊忠則議員の退席を求めます。

(渡邊議員 退席)

事務局に提案理由の説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

同意第2号について、提案理由を御説明申し上げます。

議場配付資料②の5ページを御覧ください。広域連合議員のうちから選任している監査委員の任期満了に伴い、新たに渡邊忠則議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

渡邊氏の略歴は、7ページの履歴書のとおりでございます。監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

同意第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって本件は、同意することに決定しました。

退席中の渡邊忠則議員の入場を許可します。

(渡邊議員 入場)

ただいま選任同意をしました、監査委員の渡邊忠則議員から、御挨拶をお願いします。

渡邊忠則議員。

○2番議員（渡邊 忠則君）

ただ今、議員の皆様から御賛同をいただき監査委員に就任しました渡邊忠則でございます。8,000億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性和重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じます。簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（かわの 忠正君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（かわの 忠正君）

次に、日程第19、陳情第4号、後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情について議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の9ページを御覧ください。本1件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時10分 再開

【委員会報告（陳情第4号）】

○議長（かわの 忠正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、陳情第4号、後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

嘉山議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（嘉山 淳平君）

ただいま議題となりました陳情第4号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました議場配付資料③の1ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で御報告を終わります。

○議長（かわの 忠正君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がりましたが、本件については、白井正子議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

陳情は、神奈川県社会保障推進協議会から出され、後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担の継続を求める意見書を、国へ提出してほしいと求めています。提出団体は、医療関係者、高齢者、労働者、消費者、障害者など各団体と協力して、75歳以上の医療費負担2倍化に反対する国会請願署名を集める行動にも取り組んでおられます。7月に横

浜市内の商店街で呼びかけた際に、署名した方からの声を聞いています。78歳の女性は「年金が少なくなって生活は大変。後期高齢者は保険料も高いうえに、医療費も倍になるのでは、長生きしてよいのかと考えてしまう」。また、抗がん剤を飲んでいる72歳の女性は、「私の周りは10人の内9人は医者にかかっている。2倍化は、国民年金受給者に死ねということと同じ」と怒りを込めて話されたそうです。また、医師からは「低所得で病気になりやすい後期高齢者の医療費負担を倍にすれば受診抑制で疾病も重くなり生活をも壊す」と聞いています。

行政サイドの全国協議会も制度の現状維持に努めることを国に要望を上げており、全国老人クラブ連合会、医療関係団体は反対を表明していますから、ここ神奈川県（後期高齢者医療）広域連合議会から意見書を上げれば、負担増ストップへの大きな力となります。意見書提出を求める陳情を採択しようではありませんか。以上です。

○議長（かわの 忠正君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。陳情第4号については、議会運営委員会では、不採択であります。報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（かわの 忠正君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付しました議場配付資料③の5ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（かわの 忠正君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（かわの 忠正君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

発言のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本日は限られた時間の中ではございましたが、さまざまな議案について熱心に御審議をいただき、心から感謝申し上げます。

本日の審議内容も踏まえ、今後も「第3次広域計画」や「第2期データヘルス計画」の着実な推進を図るとともに、県や市町村とも緊密な連携を図りながら、県内108万人を超える被保険者の皆様が、日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、医療保険者としての責務を全力で果たしていく所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆様方にも、引き続き御指導と御協力をお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（かわの 忠正君）

これもちまして、平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時17分 閉会

○議決結果

議案	件名	結果
議案第8号	神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制定について	可決
議案第9号	平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案について	可決
認定第1号	平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第2号	平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
同意第2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第4号	後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長 沼倉 孝太

議長 かわの 忠正

議員 藤代 哲夫

同 竹野内 猛